

平成27年度 第2回東御市総合教育会議 会議録

1 日時

平成27年(2015年)8月19日(水) 午後2時から午後3時10分まで

2 場所

本庁舎 公室

3 議題

3 会議事項

(1)新教育委員会制度の移行(総合教育会議、大綱、新教育長)状況

(2)大綱の策定について

ア 事務局説明

イ 市長方針

ウ 意見交換

エ その他

4 出席者

○市長 花岡利夫

○教育長 牛山廣司

○委員

教育長職務代理者 下村征子

委員 小林経明

委員 小林利佳

委員 直井良一

○その他

清水教育次長、小林教育課長、勝山生涯学習課長、

武田学校教育係長、坂口青少年教育係長

会議録

清水教育次長

第2回総合教育会議を開催します。進行は私の方で進めさせていただきます。
はじめに市長からごあいさつをお願いします。

花岡市長

こんにちは。ごくろうさまです。

今年、第2回目ということで総合教育会議を設定させていただきます。

教員の人事異動は校長会が主導して行っていました。それに関していかがなものかと思っておりましたが、県が責任を持って人事異動をやっていくという形がようやく根付きました。

これに関してご理解が深まっていない市民がいると報道されていましたが、校長会という正式な機関でないこと自体がおかしい、ある意味では校長会にとっても朗報になったと思います。

問題のある先生について、今後、改善されていき、一歩前進したと感じております。

いずれにしましても色々な意味で、これまでベールに包まれていたものを、一定程度は議論する中でよりよい方向性を見出していけたらと思っております。

東御市における教育、また全人教育が推進できますようお願いしまして、あいさつに代えさせていただきます。

清水教育次長

ありがとうございます。つづきまして牛山教育長お願いいたします。

牛山教育長

昨日、一昨日と教育行政トップセミナー研修に出席して参りました。これまで受けたことの無い衝撃を受けました。主催は文科省の委託を受けている兵庫の大学で、とても内容が濃いものでした。

教育委員会制度について研究調査をした結果に基づき、教育長のあり方についての研修でした。出席された3分の2以上は町村の教育長で、新教育長制度、新教育長についての勉強会でした。

簡単に言うと、教育長は責任が重くなり、そして大事な事はしっかり情報を集めて、尚かつ分析すること。そして具体的に目標設定し、その過程で情報を得ることも重要だが、多くの意見を聞いて、目標達成することが大事だという演習を2日間に渡って行いました。

今日は大綱について議すわけです。人事のこともあります。新教育委員会制度が具体的に始まります。変わっていくと具体的に感じながら考えていきたいと思ひますし、更に変わっていくと予想をしながら大綱、教育基本計画、教育のあり方について考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

清水教育次長

ありがとうございました。それでは早速、会議事項でございますが、本日は前回の宿題でありました大綱の策定ということで、たたき台を用意いたしました。

その前に教育長からもご説明がありましたが、全国の新教育委員会制度の移行状況の調査の報告がまとめられてきていますので説明申し上げたいと思います。

小林教育課長

(1)新教育委員会制度の移行(総合教育会議、大綱、新教育長)状況 資料1 説明

このような状況の中で東御市の素案を示させていただきますので、ご意見を頂きまして大綱の制定をしていきたいと思っております。

清水教育次長

4月に施行されまして、新教育委員会制度移行への段階の調査ですが6月の調査なので、それにも係わらず一部では既然大綱を制定したようですが、実は半分は教育基本計画を読み換えただけですので、実際に新たに作ったところは7~8%に過ぎません。4月に施行し、6月の調査なので当然の事と思っております。

総合教育会議につきましては2月に開催しまして本日は3回目となります。

今回の大綱につきましては、昨年3月に策定しました教育基本計画の中の前段の部分で、基本方針を定めてあります。その部分を見直す中で、大綱に位置づけするという宿題であります。前回委員の皆様から、やや欠けているもの、或いはもう少し力を入れた方がよい部分というご意見を頂きましたので、それを基に案文をご提示するものであります。

それでは早速、大綱の案の説明を申し上げたいと思っております。

小林教育課長

(2)大綱の策定について 資料2、3説明

教育大綱(案)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行となりました。

このなかで、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化するために、教育に関する「大綱」を市長が策定することとなりました。平成27年3月に策定した「東御市教育基本計画」においては、市の教育委員会としての教育施策の方向性を示したところであり、その方向性は大綱の方向性と同一のものであります。

このたび、上記法改正に伴う「大綱」の作成にあたり、これまでの教育基本計画の基本理念、基

本方針を新たに策定する「大綱」に内包することとし、文化、芸術、スポーツ・運動、学術に関する市民一人ひとりの生涯をとおしての学習、体験環境の整備をすすめ、心豊かな人づくりを目指し、次のとおり「東御市教育大綱」を策定します。

基本理念

「互いを尊重し、共に学び支え合う、心豊かな人づくりを進めます」

基本方針

- 1 児童生徒の基礎的な学力、体力、道徳力の定着を図ります。
- 2 学校教育環境の整備を図ります。
- 3 連携・支え合いによる青少年の健全育成を進めます。
- 4 生涯をとおして学べる環境を整えます。
- 5 郷土を愛し、人権を尊重し、自立した社会人の育成を図ります。
- 6 運動・スポーツをとおした健康づくりを推進します。
- 7 地域の歴史、伝統、文化を尊び、芸術・文化の振興を図ります。

平成27年10月

東御市長 花岡利夫
東御市総合教育会議

のとおりです。

基本理念の文言の使い方ですが、教育基本計画では児童生徒を対象とした表現となっております。現在の教育基本計画では、共に学び合い「未来を担う子どもたち」を育てます、と子どもたちを育てる表現になっております。大綱の中におきましては、人生を通しての人づくりというところを主題としまして表現をさせていただきました。人づくりを進める上で必要な心構えとして、互いの尊重、支え合い、の文言を入れました。これを基本理念としました。この基本理念についてご意見を願います。

清水教育次長

ただいま、大綱の位置づけ、改めて議論いただく基本理念、基本方針の説明をしました。この大綱に沿って教育基本計画が分野別に、この後に40数ページに渡り唱えられています。実際の教育施策についてはそこで網羅的に具体的に説明しています。その上に載る大きな方針という位置づけであります。今まで基本方針は5項目でしたが、スポーツ、芸術・文化をそれぞれ大きな柱にして、7つの方針に増やして7項目にする予定です。

学校教育、青少年教育、生涯学習、社会教育、スポーツ文化と一通り掲げた位置づけです。どれも重要というのはありませんが、教育施策上は学校教育が大きな柱となっております。

小林教育課長

次長より補足説明のありました、基本方針の考え方の中で、かいつまんで説明申し上げます。

基本方針ですが、現在の教育基本計画は5項目でなっておりますが、前回、この会議におきましてスポーツ、芸術・文化という表現を大綱に組み入れてはどうかというご意見がありまして、その文言を基本方針の中に取り込むように進めて参りました。ベースはあくまでも現在の教育基本計画です。教育基本計画の基本方針は5項目ありまして、その中に教育基本体系というものがござります。そちらは10項目からなります。基本方針の5項目と教育基本計画体系の10項目を両方参酌しまして、スポーツ、文化・芸術を表現できるものを基本方針として組み入れたものでございます。

大綱の基本方針1番の「児童生徒の基礎的な学力、体力、道徳力の定着を図ります」について、現在の基礎学力の定着につきましては特段の表現を変えたものではありません。

2番は「学校教育環境の整備」につきましては、市長が策定する大綱ということですので、学校のハード整備も環境等に入っています。

3番は「連携・支え合いによる青少年の健全育成」については、体系の中にある10項目の一部分を方針にしたものです。

4番、5番は現在と変わりません。

6番は「運動・スポーツをとoshした健康づくりを推進します」は新たに入れたものです。

7番は「地域の歴史、伝統、文化を尊び、芸術・文化の振興を図ります」について、現在基本方針としてはありますが補充拡充をした表現に変えさせていただいております。

清水教育次長

教育行政の中ですべきものを網羅しています。健康については、どんなに学力があっても体力がなければというニュアンスになっております。プロスポーツのようなものではなく、健康づくりのようなスポーツという表現としています。

花岡市長

基本的には教育基本計画の踏襲です。齟齬が無いようにというのが一番の課題で、他の自治体では教育計画をもって大綱に代えるとするところも多くあったわけですが、学校整備という点になると学校の建て替えとか市の責任を持たざるを得ないという形であります。スポーツが、学校の部活の範囲とクラブチームの協力を得てやっている等変わってきています。この頃、話があった生涯学習の絡みでもあります文化芸術の伝統に関して、大綱の方針とし、教育基本計画が全体を網羅できていればよいと思います。

清水教育次長

前段の文章の部分ですが、大綱の位置づけの説明になっております。一部これから変えさせていただきます。いただかなければならない部分があるかもしれません。

下から3行目に教育基本計画の基本理念、基本方針を新たに策定する「大綱」に内包するという部分の内包することの説明を市長がされましたように、基本計画ができておりますので、大綱に含めたという意味合いです。

下村委員

基本理念のところに「明日を拓く」という言葉がほしいと思います。

牛山教育長

大綱でなかった詳細については下村委員の「はじめに」というところに載せていただいています。つながりも考えながら入れてもいいかと思えます。

基本理念の文末ですが、「心豊かな人づくりを進めます」と終わっているところと「人づくりを目指します」と若干違います。

清水教育次長

「明日を拓く」が入った方が望ましいと思います。この文は3分割になっていますが「互いを尊重し共に学び支え合い、明日を拓く心豊かな人づくりを進めます」このようにすればフレーズは可能であると思えます。

牛山教育長

入れたいことは沢山あります。

花岡市長

問題がなければ入れていただいてもよいかと思えます。

下村委員

毎年、見直すのですか。

清水教育次長

「基本的には5年を目安にしていけます」といいますのは、昨年、市の総合計画がスタートしておりますので、今年大綱を作って1年遅れとなります。次回、総合計画を見直す時に大綱も見直すという形にします。

花岡市長

忙しいかもしれないが、リンクした方がよいと思います。県で議論がありましたが、首長が代わって180度方向が変わるのは市民にとってよくないと思います。長期計画で議会が認めて動いているものに関しては、たとえ首長が代わっても長期計画そ

のものは次に繋げていくという考え方です。

長期計画に関して国は作っても作らなくてもよいとしたので、議会の承認事項ではありませんが、東御市は議会の承認を得ました。5年毎になるべく併せて、見直す必要があるものは見直し、明らかに時代にそぐわないものは5年が経たなくても見直す必要があると思います。

牛山教育長

基本方針 1番の児童生徒の前に保育園等について語っていませんが、市長の考える範囲として、児童生徒に限っているということです。そのことについては市の総合計画の中に市長は盛り込んでいます。

続いて学力、体力、道徳力の道徳力という言葉は、ここで特別に使っている言葉だと思います。

最後にどういう名前で教育大綱を策定するかという事を考えてきましたけれど、市長の名前と総合教育会議になっていますが、教育委員会もよいかと思います。

小林経明委員

下村委員の出された「明日を拓く」についてはいかがでしょうか。

花岡市長

反対意見が無いので承認します。

清水教育次長

「互いを尊重し共に学び支え合い、明日を拓く心豊かな人づくりを進めます」

前段は人づくりのための手段、互いの尊重が人と人であったり、男と女であったり、尊重しながら共に学び支えあい生涯学習的な手段を通して未来を生き抜くような心豊かな人をつくっていく。教育基本法に掲げられた理念を表現されています。

直井委員

明日とか未来とは拓くものですか。担うものなのではないですか。

清水教育次長

担うといいますね。明日を拓くは常用的には使いますので間違っていないと思います。

直井委員

明日なんて拓かなくても自然に来るのではないですか。

花岡市長

この拓くは開拓の拓なので、よりよいものにしていくという意味合いを持っています。明日をより

よいものにしていくという意味で拓くというのでよいのではないかと思います。

牛山教育長

教育基本計画の理念は「未来を担う子どもたち」です。

清水教育次長

教育長から説明のありました1番の学力、体力、道徳力で学力体力は使われておりますが、
ここら豊かに人づくりとするならば道徳力という言葉が適切だと思います。

牛山教育長

道徳力というのを市としてつけるのだという意味を持ってほしい。通常使うのであれば道徳心。
心になると思います。ここは今後外に向けた行動力という意味合いを含ませて道徳力と使います。
確認しておきます。心ではなくそういう力をつけるためです。

下村委員

人間力といったときは学力、体力、道徳が入りますね。やはりここは道徳力ですね。

牛山教育長

道徳力という言葉はありません。

直井委員

そうですね。道徳力という言葉は無いです。道徳心がよいと思います。

小林経明委員

人徳、体力といいますね。

花岡市長

道徳の徳が人徳の徳と同じかというところ微妙なところですね。

小林経明委員

確かに違います、道徳と人徳は違います。

花岡市長

道徳力とすると相手に対しても強制しようとするものを含んでいます。道徳心だと自分だけの問題になってきます。造語として、いかがなものかという人に対して新しい概念だということでご理解
いただきたいと思います。

小林経明委員

説得力がありますね。いじめの問題のときに積極的に駄目だと言うことが出来なければいけません。

清水教育次長

これについては説明が必要と思われます。

牛山教育長

通常に読めばこれはどういう意味かと聞かれます。

清水教育次長

7本だけのシンプルなものなので、これだけではどういうものかというご意見や疑問が出てくると思われます。そういう意味では、道徳を身に付けるだけではなく、力として習得するような、基礎的な学校教育の進め方の意味合いが含まれている事も説明が必要です。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

清水教育次長

もう1点、最後の大綱の策定者でございますが、法によりますと市長が定めるとありますが、このような表現をすると市長が総合教育会議において協議して定めたものといったニュアンスを感じさせない為に市長だけではなく総合教育会議という並列で表現していただくということでありまして、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

清水教育次長

最終的に語句の整理をしまして、パブリックコメントを経まして最終確定でよいでしょうか。

小林教育課長

今日この原案を認めていただきまして、もう一度見直したものをご覧頂き、よろしければパブリックコメントにかけたいと思います。

清水教育次長

大きな方針でございますのでパブリックコメントはかける必要があります。

先ほど市の行政計画は、第2次総合計画の前期2年目であります。いわゆる福祉計画等個別計画が、昨年つくりました教育基本計画の個別計画の位置づけになります。大綱については個別計画よりも上位となり、総合計画に近い位置づけとなります。パブリックコメントは必要だと思いますのでご意見を頂戴しながら整理し、総合教育会議で最終確認いただくという段取りでいかがでしょうか。

全委員

異議なし。

清水教育次長

よろしければ、教育大綱につきましては、素案を持ちまして最終整理をしてパブリックコメントをかけて確認いただくという段取りにしたいと思います。

小林教育課長

先ほど、教育長から話しのありました、表紙が東御市教育大綱・東御市教育基本計画となっているところをお願いいたします。今審議していただきました大綱につきましては表紙をめくって頂いた所に入ります。その後、東御市教育基本計画の中表紙が入りまして、以降につきましては現在の東御市教育基本計画となりますが、一部分だけ確認をお願いします。後ろから3枚目の図が書いてあるページですが、この部分が現在あります教育基本計画の2ページ3ページに当たる部分です。大綱との整合性を図る意味で教育基本計画の理念、教育基本方針につきましては、割愛をさせていただきまして、大綱の基本理念、基本方針を持って教育基本計画の概念とすると表現させていただきました。教育基本計画の概念図につきましても、基本方針を5項目から7項目にしたという中で、家庭、学校、地域の連携、これを核としまして、7つの基本方針で取り巻くというイメージにさせていただきました。この点についてご意見ありましたらお願いいたします。

全委員

異議なし。

清水教育次長

それでは本日の大綱についての協議は以上といたしまして、平成27年度第2回東御市総合教育会議を閉じさせていただきます。